

学校教育法の改正（平成19年12月施行）

■各学校種の目的及び目標の見直し

改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえた幼稚園から大学まで各学校種の目的・目標の見直しを行った。（高等専門学校については、第115条第2項が追加された。）

■幼稚園の記載順序を小学校の前に変更するとともに、全体的に条文番号を整理した。

■第115条（目的）

高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

2 高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

■第105条（特別の課程の修了証明書）

大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

（第123条により、高等専門学校に準用されている。）

■第113条（教育研究活動の状況の公表）

大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

（第123条により、高等専門学校に準用されている。）

高等専門学校設置基準の改正（平成20年4月施行）

■第3条の2（教育上の目的の公表等）

高等専門学校は、学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育上の目的を学則等に定め、公表するものとする。

<関連観点 1-1-①、1-1-②、1-2-②>

■第17条第4項（教育課程の編成、学修単位について）

3 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して高等専門学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

<関連観点 5-1-①、5-3-①、5-5-②、5-8-①>

■第17条の3（成績評価基準等の明示等）

高等専門学校は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 高等専門学校は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

<関連観点 5-2-②、5-3-①、5-6-③、5-8-①>

■第17条の4（教育内容の改善のための組織的な研修等）

高等専門学校は、当該高等専門学校の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

<関連観点 9-2-①、9-2-②>